核兵器禁止条約第2回締約国会合宣言(改訂案)

「核兵器の禁止を支持し、核兵器の破滅的な結末を回避する我らのコミットメント」

- 1. 我ら、核兵器禁止条約 (TPNW) の締約国は、核兵器がもたらしている人類に対する実存的脅威に取り組み、その禁止と完全な廃絶へのコミットメントを支持するという揺るがない決意のもと、第 2 回締約国会合に集った。我らは、署名国とオブザーバー国およびその他のオブザーバー、市民社会の代表、科学コミュニティ、核兵器の使用および実験の被害者 (survivors) による幅広い参加を歓迎する。
- 2. 我らは 2022 年 6 月 21 日から 23 日までウィーンで開催された第 1 回締約国会合の成功を祝福するとともに、ウィーン行動計画を含む、同会合の宣言、成果および決定を歓迎する。
- 3. 我らはウィーン行動計画の広範な行動において締約国がこれまで達成してきた進展を 歓迎し、さらに、非公式作業部会の共同議長、ファシリテーター、フォーカル・ポイン トの有能なスチュワードシップ〔任務遂行能力〕を認める。
- 4. 第1回締約国会合以降、条約の普遍化に向けて進展も続いている。我らは、バハマ、バルバドス、ブルキナファソ、ジブチ、赤道ギニア、ハイチおよびシエラレオネによる署名、コンゴ民主共和国、ドミニカ共和国およびマラウイによる批准、そしてスリランカによる加入の意義を認識し、それらを温かく歓迎する。
- 5. 条約は現在、93 の署名国と 69 の締約国によって、強固なものとなっている。我らは、まだこの条約に署名および批准または加入していない全ての国に対して、遅延することなく、署名および批准または加入することを改めて求める。我らは、この条約の普遍化を最優先事項の1つとして追求し続ける。
- 6. この条約が生まれた過程である核兵器の影響に関する証拠に基づいた政策立案が、核 兵器の廃絶に関する全ての決定および行動の中心になければならない。科学諮問グループの設立とそこで進行中の活動は、これまで締約国の審議と決定に役立ってきた条 約の履行に関連する最新の科学的・技術的知識と助言を考慮することを可能にすることで、この条約の効果的な実施を強化するものである。多国間条約において核軍縮を前 進させるために創設された初の国際的な科学機関である科学諮問グループは、この条 約に対する認識を強化し、その普遍化を推進するために、より広範な科学コミュニティとのネットワークを構築し、維持することにも役立つ。

- 7. 核兵器禁止条約は、国際赤十字・赤新月社連盟や核兵器廃絶国際キャンペーン、その他の関連する国際および地域的組織、非政府組織、学術界、個人、宗教指導者、核兵器の被害者、核兵器の影響を受けているコミュニティーなど、幅広い利害関係者(stakeholders)に積極的に関与することで恩恵を受け続けている。我らは、この条約のジェンダー条項と、核軍縮における女性と男性の平等で完全かつ効果的な参加が不可欠であることを再確認する。
- 8. 核のリスクは、軍事態勢とドクトリンにおいて核兵器を依然として重視し、その強調度をますます高めていること、核兵器の質的近代化と量的増加が進行していること、そして緊張が高まることによって、とりわけ悪化している。この危険な転換点で人類が世界的な核の破局に近づく兆候が示されるなか、我らは何もせず傍観していることはできない。
- 9. 我らは、核兵器の壊滅的な人道上の結末に対する深い懸念を再確認する。それは適切に 対処することができず、国境を越え、人間の生存と福祉に重大な影響をもたらし、生命 に対する権利の尊重とは相容れえないものである。核兵器は壊滅的な破壊と言葉にで きない苦しみおよび死をもたらす。核兵器の使用は、環境、社会経済的および持続可能 な開発、グローバル経済、食料安全保障、核兵器の女性および少女への不均衡な影響を 含む現在および将来世代の健康に対して長期にわたる損害を与えうる。
- 10. 核兵器の壊滅的な人道上の結末と核兵器に関するリスクは、核軍縮の道徳的および倫理的要請と、核兵器のない世界の達成および維持の緊急性の根拠となるものである。これらは、とりわけ、この条約の創設を促し、その実施を導いている原動力である。これらの考慮は、核兵器の人的コストと生命および環境を守る必要性を強調しながら、全ての軍縮政策の中心に据えられなければならない。
- 11. 過去の核兵器の使用および実験は、制御することが不可能な破壊力と無差別な性質によって引き起こされる受け入れがたい人道上および環境上の結末と現在も続く負の遺産の存在を明確に示している。したがって、我らは、TPNW の積極的義務を含め、核兵器の使用および実験による危害に対処することへの支持を再確認する。
- 12. 新たな科学的研究は、核兵器の壊滅的な人道上の結末とそれに関連するリスクの多面的かつ連鎖的な影響を強調している。この増大し、説得力のある科学的証拠は、その全体がまだ理解されていない影響に関する科学的な情報を含め、さらに広げられるべきであると同時に、この科学的証拠はすでに、国際的なレベルにおける緊急の政策的対応

を必要とするものである。

- 13. 核兵器が存在し続けることと軍縮に有意義な進展がないことは、全ての国の安全を損ない、国際的な緊張を悪化させ、核の破局のリスクを高め、人類全体に実存的脅威をもたらしている。核兵器の使用に対抗する唯一の保証は、その完全な廃絶と、核兵器が再び開発されることはないという法的拘束力のある保証である。
- 14. 我らは引き続き、核兵器を使用するとの威嚇とますます声高になる核のレトリックとを深く憂慮し、断固として非難する。我らは、核兵器のいかなる使用も使用の威嚇も、国際連合憲章を含む国際法の違反であることを強調し、さらに核兵器のいかなる使用も国際人道法に反することを強調する。そのような威嚇は、軍縮・不拡散レジームおよび国際の平和と安全を損なうものでしかない。我らは、いかなるそして全ての核兵器による威嚇を、それが明示的であるか暗黙的であるかに関わらず、またどのような状況であるかに関わらず、明確に非難する。
- 15. 我らは、核兵器に関しては、核のレトリックを正常化しようとする試みといわゆる「責任ある」振る舞いという考えを拒否する。大量破壊をもたらすという威嚇は、人類全体の正当な安全保障上の利益に反するものである。これは危険で、誤った、受け入れられない安全保障へのアプローチである。核の威嚇は容認されるべきではない。
- 16. 我らは、核兵器の使用および核兵器の使用の威嚇は認められないという明確な認識が 広がっていることを称賛する。しかし、G20のメンバーによって合意されたものなど、 これらの宣言は、声明を超えて、有意義かつ目に見える行動に結びつくものでなければ ならない。
- 17. 平和と安全を実現するどころか、核兵器は、強制、脅し、緊張の激化につながる政策の 道具として使われている。核抑止を正当な安全保障ドクトリンとして改めて提唱し、主 張し、正当化しようとする試みは、国家安全保障における核兵器の価値に誤った評価を 与え、危険なことに核兵器の水平的および垂直的拡散のリスクを高めている。
- 18. 我らは、軍事および安全保障上の概念やドクトリン、政策における核兵器の重要性が高まっていることを遺憾に思う。我らが前回集ったときよりも多くの国が、拡大核抑止による安心供与(extended nuclear security assurances)や核配備の取り決めのもとにある。核軍縮・不拡散レジームを損なういかなる傾向も懸念される。我らは、非核武装国の領域における核兵器のいかなる配置も憂慮する。TPNWは、核兵器の移譲や管理の受領も、核兵器の配置や設置、配備を許可したりすることも明確に禁じている。我らは、

そのような核の取り決めを持つ全ての国に対し、それらに終止符を打ち、この条約に参加するよう強く求める。

- 19. 軍事および安全保障上の概念、ドクトリン、政策において、核抑止が永続し実施されることは、不拡散を損ない、それに反しているだけではなく、核軍縮に向けた前進も妨害している。
- 20. これは安全保障上の問題だけではない。人間の基本的なニーズを満たすことが課題であり続ける世界で、核軍備の近代化と拡大に多大な資金を投じることは、軍縮、教育、外交、環境保護、健康および人間の真の幸福のための持続可能な開発への投資を犠牲にするものであり、弁解の余地はなく、逆効果である。
- 21. 最近発表された「平和のための新たなアジェンダ」で国連事務総長が示したように、核 兵器が人類にもたらしている実存的脅威は、核兵器の全面的な廃絶を確実にする動機 付けとならねばならない。我ら TPNW 締約国は、この呼びかけに耳を傾け、緊急かつ 完全で、検証可能かつ不可逆的な核軍縮という高い優先事項を繰り返し表明する。
- 22. このますます厳しい国際的な安全保障の状況は、TPNWのきわめて高い重要性と妥当性をさらに強調するものである。我らは、核兵器を非正当化し、汚名を着せ(stigmatize)、全面的に廃絶するという不屈のコミットメントのもとで、これまで以上に決意を固めている。
- 23. 我らは、核軍縮・不拡散レジームの礎石である核不拡散条約 (NPT)、包括的核実験禁止条約 (CTBT)、非核兵器地帯諸条約など、他の補完的な条約を含め、軍縮・不拡散のアーキテクチャー〔基本設計〕全体を前進させ、強化するための我々の役割を担っている。
- 24. したがって我らは、NPT 再検討プロセスが、2 回連続して核軍縮の確実な進展を図るための必要な緊急措置について合意できなかったこと、あるいはこれまで合意された一連の措置の実施を確保できなかったことを懸念する。TPNW 第1回締約国会合以降、核兵器国のいずれも、NPT 第6条や自国の核兵器の廃絶を達成するという明確な約束に従った進展を遂げていない。むしろ、核軍備の強化、量的拡大の積極的な追求、さらには透明性の低下さえ見られる。これは紛れもなく、核軍備の廃絶に向けて真剣かつ誠実な交渉に取り組むという NPT 第6条における法的義務および NPT 再検討会議において合意され、繰り返し表明されてきた自国の核軍備の全面的廃絶を達成するという明確な約束を果たしていないことを意味する。

- 25. 我ら、TPNW 締約国は、NPT に完全にコミットしている締約国として、TPNW と NPT の補完性を再確認する。我らは、NPT の下での義務を履行し、そこでの責任と約束、合意を遵守し続ける。 我らは、核兵器の包括的な法的禁止を発効させることによって、NPT 第 6 条の履行を前進させたことを喜ばしく思う。
- 26. さらに、我らはとりわけ、核兵器の壊滅的な人道上の結末に対する懸念に関する 2010 年 NPT 再検討会議の諸条項およびなかでも放射能汚染の影響を受けている地域の環境回復への取り組みに関する諸条項を推進し続ける。
- 27. 我らは、TPNW のいかなる規定も、無差別にかつ平和的目的のための原子力の研究、 生産および利用を発展させることについての奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解 釈されてはならないことを改めて強調する。
- 28. 各国が CTBT の署名および批准に向けた確固とした歩みを続けることが不可欠である。 CTBT の発効に向けた進展を強化すべきであり、我らは、この目的のためのあらゆる 努力を支持し続けるという約束を繰り返し表明する。我らは、附属書 II に規定されている国々による遅延、前提条件またはその他の条件付けが、これを遠い目標にし続けていることを懸念する。我らは、CTBT に署名も批准もしていない全ての国、または署名しているが批准していない全ての国、特に、その批准が CTBT の発効に必要とされる国に対して、遅滞なく、署名しかつ批准することを強く求める。我らは全ての国に対し、核実験を禁止するグローバルな規範を支持し続け、核実験という恐ろしい負の遺産を歴史へと追いやるよう強く求める。
- 29. 非核兵器地帯による核軍縮、核不拡散および国際の平和と安全の強化への多大な貢献を認識し、我らは、非核兵器地帯諸条約の締約国のうち、まだ TPNW に参加していない国々に対し、これらの条約と TPNW の間における共有された基盤への認識に基づき、遅滞なく TPNW に参加するよう求め、相互に強化し合う協力を高めていくことを求める。また、我らは、既存の全ての非核兵器地帯を継続的に強化する重要性も認識する。これには、特に、これら既存の条約と関連議定書の批准、非核兵器地帯を設置する条約の趣旨および目的と両立しない留保または解釈宣言の撤回および修正、そして中東を含め、現在、非核兵器地帯が存在しない地域にそれを創設することによる場合が含まれる。
- 30. 我らは、TPNW 締約国として、これら補完的諸文書の普遍化とこれらの全面的な実施における継続的な進展の重要性を強調し、その後退を防止する。TPNW への態度を保

留する国や他の利害関係者との補完性をめぐる取り組みに関する開かれた対話を含め、 全ての国との作業を継続する。

- 31. 我らは、先に参加した諸条約から生じる義務の履行を完了する場合であって、その義務が TPNW の義務と抵触しないときには、TPNW とその趣旨および目的 (object and purpose) とに対するコミットメントが影響を受けることはないことを明確に確認する。我らは、この条約の目的および趣旨 (purposes and objectives) を効果的に実施するために必要なあらゆる措置をとるものとし、この条約とその趣旨および目的に関する一貫性を確保するために、国際的および二国間での義務を見直し続けるだろう。我らは、全ての非締約国に対して、この条約の趣旨および目的の実施に悪影響を及ぼし得るいかなる活動も差し控えることを求める。
- 32. さらに、我らはまた、この条約の趣旨および目的を妨げ、あるいは損なうような新興技術の応用のありうる影響を含め、原子力分野における科学と技術の新しいかつ継続的に進化する発展に国際社会が対処しなければならないと考える。
- 33. 多様な利害関係者の有益な役割を認識し、我らは、包摂的なアプローチを通じて、国際機関や国会議員、市民社会、科学者、核兵器の影響を受けているコミュニティ、核兵器の被害者、金融機関、ユース〔若者〕と協働し続けていくという誓約を新たにする。
- 34. 信頼の欠如によって特徴づけられるグローバルな状況に鑑み、我らは、国際社会の全てのメンバーの間に信頼を醸成する必要性を再確認する。したがって、核兵器のない世界を達成し、維持するための協調的な行動において、全ての国々と協働的に取り組むという我らの意思は等しく明白である。
- 35. 我ら、TPNW 締約国は、核リスクの高まりと核抑止の危険な永続化を傍観者として見過ごすことはしない。我らは、この条約の普遍化と効果的な実施、そしてウィーン行動計画の実現に断固として尽力する。我らは、現在および将来の世代のため、核兵器のない世界を達成するために不断に取り組んでいく。我らは、いかなる状況においても、核兵器が再び使用され、実験され、あるいは使用すると威嚇されることが決してないよう確保することを約束し、改めて尽力する。そして、我らは、核兵器が完全に廃絶されるまで休むことはない。

訳文:核兵器廃絶日本 NGO 連絡会 翻訳チーム